

- (4) サービス事業者及びそれを経営する者が、当該団体の会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等となっているサービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、次の各項をすべて満たす場合にはこの限りではない。
- ア 外部の委員で構成する第三者性を有した委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得ること。
 - イ 当面、同一のサービス事業者を2回連続して評価しないこと。

- (5) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

- (6) 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

- (7) 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行わないこと。

(サービス事業者)

第4条 要綱第2条第4号に規定する「サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

(代表者等が関係するサービス事業者)

第5条 要綱第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
 - (2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
 - (3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。)
- 2 委員会は、評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的でないとは認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(評価機関が関係するサービス事業者)

第6条 要綱第2条第6号に規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

第7条 要綱第2条第7号に規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 上記(1)(2)に類するすべての施設、事業所

(8) 評価機関は、評価契約締結日から3年間は評価を実施したサービス事業者の事業に関係しないこと。

(9) 評価者(評価を行うのに必要な資格や経験を有し、機構が実施する評価者養成講習を修了し、必要なフォローアップ研修を受講している者で、かつ機構が公表する名簿に登載されている者)であって、かつ当該評価機関を主たる所属とする者が3人以上所属していること。

また、評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を評価者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。

評価者の名簿登載の詳細については、別に定める「評価者名簿登載要領」による。

(10) 所属する評価者に、評価者自らが所属等で関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。

第8条 要綱第2条第8号に規定する「評価を実施したサービス事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。

(必要な資格や経験)

第9条 要綱第2条第9号に規定する「必要な資格や経験を有した者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者
- (2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者
- (3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者
- (4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者
- (5) その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者

(当該評価機関を主たる所属とする者)

第10条 要綱第2条第9号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする者」とは、当該評価機関が評価者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価者をいう。

(所属)

第11条 要綱第2条第9号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を付与されていることをいう。

2 評価者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行なえないものとする。

3 1人の評価者について、主たる所属評価機関は1ヶ所とする。

(評価者自らが所属等で関係するサービス事業者)

第12条 要綱第2条第10号に規定する「評価者自らが所属等で関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を運営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。)

2 委員会は、評価者とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(11) 所属する評価者に、評価者自らが業務等で関係するサービス事業者の評価を行なわせないこと。

(12) 評価の実施にあたっては、機構の定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで評価を行うこと。

(13) 一件の評価は3人以上の評価者が一貫して実施すること。なお、面接調査や訪問調査などの実地調査は当該評価者が複数で行い、評価結果は、当該評価者を含む3人以上の合議により決定すること。ただし、機構が別に定める評価手法でこれと異なる定めを行った場合にあってはそれによるものとする。

(14) 評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等について機構の定める様式を用いて報告すること。

(15) 前項の評価結果等の報告内容を、機構が公表することを承諾すること。サービス事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を附して機構に報告すること。その場合、機構が、公表を望まない旨が附されていたことを認証・公表委員会（以下「委員会」という。）に報告するとともに、その旨を公表することを、承諾すること。

(16) 次の内容を開示すること。

ア 所属する評価者一覧（評価者の氏名、経歴、研修受講歴を含む）

イ 評価事業の実績一覧

（評価者自らが業務等で関係するサービス事業者）

第13条 要綱第2条第11号に規定する「評価者自らが業務等で関係するサービス事業者」とは、評価者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

（評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の結果等）

第14条 要綱第2条第14号に規定する「評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価者名、共通評価項目に関する評価の手順、評価方法、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提となる事実や結果の理由を示した書類をいう。

（開示）

第15条 要綱第2条第16号及び第17号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。

- (17) 次の規程等を整備して開示すること。
- ア 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程
 - イ 標準的な評価手順に関する規程
 - ウ 守秘義務に関する規程
 - エ 倫理規程
 - オ 料金表
 - カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置

(18) 機構の定めた事項について、四半期ごとに1回「評価実施状況届」を、毎年1回「現況報告書」を様式により機構へ報告すること。

- (19) 次の書類について、機構が、必要に応じ公表することを承諾すること。
- ア 第3条に規定する「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（以下「申請書」という。）及び必要な添付書類
 - イ 第7条に規定する「認証時申請内容変更届」及び必要な添付書類
 - ウ 前号の「評価実施状況届」および「現況報告書」

(20) 福祉サービス第三者評価システムの向上のために機構が行なう調査等に協力するよう努めること。

（認証の申請）

第3条 認証の申請は、「申請書」に必要な書類を添付して行う。

（認証）

第4条 認証は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。

2 委員会は、評価機関の認証について調査審議し、可否を決定する。

3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証する。

（認証の通知）

第5条 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。

2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。

（評価実施状況届および現況報告書）

第16条 要綱第2条第18号に規定する「評価実施状況届」とは、機構に対し機構の定めた内容を四半期に一回報告する書類をいい、「現況報告書」とは、機構に対し機構の定めた内容を年一回報告する書類をいう。

(認証の有効期間)

第 6 条 認証の有効期間は 1 年間とする。

(変更の届け)

第 7 条 第 3 条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から 30 日以内に、「認証時申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第 8 条 評価機関は「認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第 9 条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは認証取消しの決定をする。

- (1) 第 2 条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 評価実績がない又は著しく少ない場合

2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取り消す。

3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領に定める。

第 11 条 この要綱及び実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

附 則

本要綱は平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正

(認証の取消)

第 17 条 要綱第 9 条第 1 項第 2 号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反する行為を行うこと
- (7) 上記各号と同等と機構が認めること

(その他)

第 18 条 この実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は細目に定める。

附 則

本実施要領は平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正